

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成27年12月22日第17回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

### 2. 出席委員

(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美  
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義

(選任) 日高信行・戸田和代・久保田純一・石堂季男

### 3. 欠席委員

(公選) なし

(選任) なし

### 4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 承認第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について

### 5. 議事

(議長)ただいまから、平成27年第17回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、1番鮫島達委員、2番石堂委員を指名します。

(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の1頁から2頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数5件、筆数23筆、面積59,598㎡、使用貸借権、件数2件、筆数6筆、面積14,555㎡、合計で件数7件、筆数29筆、面積74,153㎡、畑63,365㎡、田10,788㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審

議の程、宜しくお願いいたします。

(議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の9番久保田委員の説明をお願いします。

(9番委員)9番、久保田です。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る12月13日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積657㎡、大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積2,164㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積2,686㎡です。譲渡人、住所鹿児島市〇〇〇〇〇〇25番6号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が農業廃止、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、〇〇〇は〇〇〇〇から北へだいたい500mくらいの地点、字〇〇は、増田の〇〇〇〇から東へ300mくらいの地点でございます。これは〇〇跡地の区画整理の区画の中に入っております。〇〇〇〇は〇〇〇〇から西へ2枚目の田んぼでございます。調査の結果、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。以上です。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項順位2について、担当調査委員の3番雨田委員の説明をお願いします。

(3番委員)3番雨田です。議案第1号第1項順位2について説明いたします。去る12月15日、11時、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在は、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-15、地目畑ですけれども、元は田んぼということです。面積は595㎡。譲渡人、住所中種子町増田〇〇〇〇番地5、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町野間〇〇〇〇番地3、〇〇〇〇さんです。申請の理由は、譲渡人が相手方への要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇〇の〇〇〇〇を〇〇〇〇へ約200m行ったところ、〇〇〇の〇〇〇〇があるんですけども、そこを右に折れてですね、また200m行って左に入った所です。そこは〇〇〇〇さんの、〇〇〇〇がありまして、その〇〇〇〇の上の所の三枚目の畑です。本人の話ではブルトーザーをかけて畑にした、ということでした。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また、取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思わ

れます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。付け加えますと、この土地についてはですね、亡くなったお父さんが〇〇〇を造るときにですね、全部そこの周りを貸したんだけど、なかなか親父が無頓着で地目変更をしていなかったということで、今回に至ったということでした。以上、終わります。

(議 長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)はい、地目のことを少し説明します。登記地目は畑、現況地目は田んぼということです。以上です。

(議 長)登記地目は畑ですか。

(3番委員)いえ、昔はですね、畑じゃなくて田んぼだったそうです。ブルドーザーをかけて、現状は畑にしました、ということでした。

(議 長)すみません、もう一回資料の説明を事務局お願いします。

(事務局)資料はですね、ここでは現況地目になっています。雨田委員いいですか。

(3番委員)はい。

(事務局)登記地目は畑で、現況は田という説明をしたと思うんですけども。

(3番委員)いや、現況は田にしています。

(事務局)田にしていますか？

(3番委員)しています。牧草地ということです。

(事務局)牧草を今作っているということです。

(3番委員)そういう意味かもしれません。

(事務局)登記地目が畑、現況地目で地目の方は載せております。

(議 長)はい、それではこれから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項順位3について、担当調査委員の2番石堂委員の説明をお願いします。

(2番委員)はい2番、石堂です。議案第1号第1項順位3について説明いたします。去る12月16日、午前9時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-11、地目畑、面積1,492㎡。大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,314㎡。大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積682㎡。これは現況では、圃場整備をしております、田んぼになって米を作っておりますけれども、畑にも田にもなるような場所でございます。大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積418㎡。大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目田、面積418㎡。大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積1,007㎡です。譲渡人、住所中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。番地は〇〇〇〇でございますけ

れども、〇〇〇〇さん宅を増設しまして、〇〇〇〇となっております。申請理由は、譲渡人が娘への贈与。譲受人が父よりの受贈となっております。場所については〇〇〇〇の2筆が、〇〇〇〇に入っていくまして〇〇〇〇がございまして、これを左手にずっと上がっていくと、〇〇〇のグラウンドにたどり着くわけですが、この途中の〇〇〇〇より 100m 程手前の右側の2筆隣接した所でございます。それと、〇〇でございますけれども、これは、広域農道を上の方から下ってきますとちょうど右手の方に〇〇の〇〇が広がっておりますけれども、今年の〇〇〇〇でありますので、見てもらえればすぐ分かるところです。その下でございます、そこの所に4筆ほど田んぼがあります。それと〇〇の3筆でございますけれども、これは〇〇〇〇の自宅からまっすぐ広域農道の方に来ますと十文字でまっすぐ行きますと〇〇〇〇、途中から左手の方に〇〇〇〇と書いてある田んぼに石碑がありますけれども、そこを下って田んぼに行き着いたところに小さな川があって、その右手でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様方のご審議を、宜しく願います。

(議長) ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありますか。

(委員) はい、ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に第1項順位4について、担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員) はい、上妻です。議案第1号第1項農地法第3条申請順位4について説明いたします。去る12月17日、午後1時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 2,308 ㎡。大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積 2,295 ㎡。大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-99、地目畑、面積 4,267 ㎡です。譲渡人、住所 大阪府茨木市〇〇〇〇2番1号〇〇〇〇103号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町坂井〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与による農業廃止。譲受人は受贈による経営開始となっております。場所につきましては、大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1と大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-2の2筆は、屋久津の〇〇〇〇より〇〇〇〇に向かひまして、200m くらい行きますと、右側に〇〇〇〇さんの自宅があります。それを東に 1.5km くらい上りまして、その上りきったところが、平らになっているんですけども、その左手の方の2

筆です。もう一つの、大字坂井，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－９９，地目畑，面積 4,267 ㎡の方ですが，〇〇より上がりまして，広域農道とぶつかります，〇〇へ向かっていきますと，それを右寄りに〇〇〇の方に 30m くらい行きますと，またそれを左の学校の方に向かっていきます。その入ってすぐ 30m 行きますと，上の方にあります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程，宜しく願います。以上です。

(議長)はい，ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第 1 項順位 5 について，担当調査委員の 5 番赤坂委員の説明をお願いします。

(5 番委員)はい，5 番赤坂です。議案第 1 号第 1 項順位 5 について説明いたします。去る 12 月 16 日，午後 1 時より譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在，大字田島，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－２，地目畑，面積 6,330 ㎡。大字田島，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－２，地目田，面積 5,664 ㎡。大字田島，字〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 5,809 ㎡。大字田島，字〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 3,090 ㎡。大字田島，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－４，地目畑，面積 7,444 ㎡。大字田島，字〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 3,775 ㎡。大字田島，字〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 3,918 ㎡。大字田島，字〇〇〇，地番〇〇〇〇－２，地目畑，面積 75 ㎡。大字田島，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 1,270 ㎡。大字田島，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－１，地目畑，面積 1,920 ㎡です。譲渡人，住所 中種子町田島〇〇〇〇－２，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町田島〇〇〇〇－２，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が息子へ贈与。譲受人は経営開始となっております。場所についてでございますけれども，〇〇〇〇の公民館の手前に，〇〇〇〇に行く道があります。それを約 200m くらい行ったところの左側に〇〇〇〇さんの家があります。〇〇〇〇については，ほとんど家の周り，西側，北側と，道を挟んでございますが東側の方にほとんど家の近くに土地がございます。〇〇〇〇については，〇〇〇〇さんの家より〇〇〇〇の方へ約 250m くらい行ったところを右折して，上の方に上がっていきます。そこを左の方へ 70~80m 行きますと，〇〇〇〇の地番の土地があります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に

関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。また、〇〇〇〇さんは技術的なものもほとんど無いわけで、土地も親戚の人に貸してありまして、来年の春にその方に土地を返していただき、から芋、安納芋を作るということで近々耕耘機、払い機を購入するということでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第2項順位1について、担当調査委員の1番鮫島達委員の説明をお願いします。

(1番委員)1番鮫島です。議案第1号第2項順位1について説明いたします。

去る12月10日、午前9時より借人、〇〇〇〇さんの父の〇〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-59、地目畑、面積1,090㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-70、地目畑、面積6,566㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-220、地目畑、面積1,596㎡、合計9,252㎡でございます。全部畑でございます。借人、住所西之表市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。貸人、住所西之表市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手側からの要望、借人は経営開始ということで貸借でございます。貸借の内容につきましては、無償による貸借期間5年の使用貸借権の設定です。場所につきましては、〇〇〇〇より中線を〇〇〇〇方向に500mほど行った所の左側に〇〇〇〇の公民館があります。そのすぐ横の道路を〇〇に向かって100mほど行ったところの右側の茶畑です。3筆すべて茶畑で全部一カ所にまとまってあります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えてあります。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第2項順位2について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)7番、戸田です。議案第1号第2項順位2について説明いたします。去る12月12日、午前9時より借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,607㎡。

大字増田，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－１，地目畑，面積 1,541 ㎡。  
大字増田，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－１，地目畑，面積 2,155 ㎡，  
合計 5,303 ㎡です。地目はすべて畑です。貸人が，住所 中種子町  
増田〇〇〇〇番地 1，〇〇〇〇さん。借人が，住所 中種子町野間  
〇〇〇〇番地 3，〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんがお父さんで，〇〇  
〇〇さんが息子さんになります。申請理由は，貸人が相手方の要望，  
借人は経営開始による貸借です。貸借の内容については，無償によ  
る貸借期間 9 年の使用貸借権の設定でございます。場所については，  
〇〇〇〇に向かって〇〇〇〇に入っていきますと，左手に〇〇〇〇  
があります。この〇〇〇〇は，この〇〇〇〇さん，お父さんが経営  
している〇〇〇〇でございます。場所については，その〇〇〇〇を  
している〇〇の先を 50m 右に入っていきます。100m くらい行きます  
と左手に〇〇〇〇さんの自宅と畜舎がありまして，それをまっす  
ぐ行きますと，ちょうど〇〇〇〇に突き当たりまして，それをまっ  
すぐ行きますと，〇〇〇〇さんのお家が左手にありまして，その家  
の上の畑と右側の道下に 2 枚あります。調査の結果，労働力，農業  
機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申  
請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま  
す。委員の皆様のご審議を宜しくお願いいたします。この〇〇〇〇さん  
は，かなりの農業を〇〇〇〇の傍らしております。さとうきび，で  
んぷん用甘蔗，この〇〇〇〇さんも頑張ってお手になっていただ  
きたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第 1 号第 1 項順位  
1 から順位 5，第 2 項順位 1 から順位 2 については，許可すること  
にご異議ありませんか。

(委 員)異議なし

(議 長)異議なしと認めます。したがって，議案第 1 号「農地法第 3 条申請  
について」の所有権移転順位 1 から順位 5，使用貸借権順位 1 から  
順位 2 については，許可することに決定します。

(議 長)次に，日程第 4，議案第 2 号，「農地法第 5 条申請について」を議題  
とします。

第 1 項順位 1 について，担当調査委員の 7 番戸田委員の説明をお願い  
します。

(7 番委員) 7 番，戸田です。議案第 2 号第 1 項順位 1，農地法第 5 条申請に  
ついて説明いたします。申請人，譲受人，〇〇〇〇さん，住所 中  
種子町野間〇〇〇〇番地 3，譲渡人，〇〇〇〇さん，住所 鹿児島

県伊佐市〇〇〇〇93番地，申請農地の表示，大字増田，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇番4，地目畑，面積660㎡，転用目的，農家住宅，申請理由，現在借家住まいのため，本土地を求め自己の住宅を建築したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域外農振農用地外2種農地（その他の農地）。棟数面積等，居宅105.27㎡，倉庫30㎡，計135.27㎡。建ぺい率20.49％です。この件につきましては，先般12月15日午前9時より，雨田委員，久保田委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん，〇〇〇〇さんの立ち会いの下，現地調査をいたしました。場所の説明は，さっき3条で説明した通り，〇〇〇〇〇を入れて，〇〇〇〇さんの自宅の手前の右の畑でございます。隣接しています。この案件につきましては，申請人が現在借家住まいのため，親戚である〇〇〇〇さんに申請地を求め，自己の住宅を建築したいとのことで出されました。また，申請人は〇〇〇〇の傍ら，父所有の農地を借りて農業にも関わっており，担い手として位置づけられます。本農地は農振地域外であり，周辺には〇〇〇〇の農地，宅地もあります。現地で検討した結果，町道にも側溝もあり，排水計画も確保されていますので転用による，周辺への支障もないと思われれます。委員の皆様のご審議を，よろしくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員)ございません。

(事務局)ございません。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ございません。

(議長)質疑なしと認めます。これから，採決します。

議案第2号，第1項順位1については，決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。

したがって，議案第2号「農地法第5条申請について」の第1項順位1については，許可相当ということで決定し，農業委員会の意見書を添えて，県に進達します。

(議長)次に，日程第5，承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

(議長)本件について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の4項をお開きください。承認第1号，「農用地利用集積計画の承認について」。平成27年12月28日を公告日とする利用権設定，賃貸借権・使用貸借権73件，筆数366筆，面積1,205,121㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。面積の内訳といたしまして中間管理事業・地域集積協力金で〇〇地区 345,967

m<sup>2</sup>、整理番号は1から27。〇〇地区 683,606 m<sup>2</sup>、整理番号は28から52。経営転換協力金で 111,589 m<sup>2</sup>、整理番号が53から68。あと残りが〇〇〇〇の利用貸借権転貸等まで含めまして 63,953 m<sup>2</sup>、69から72と転貸分が73の整理番号になっております。詳細につきましては資料の5項から24頁、中間管理事業分の契約書については、別紙で添付しております。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから整理番号1から3の審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。

整理番号1から3については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」の整理番号1から3については、承認することに決定しました。

(議長)次の整理番号4については、私に関する案件であり議事参与に関係しますので、議事進行につきましては職務代理と交替させていただきます。

(職務代理)ここで、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、濱脇嘉則委員の退席をお願いいたしました。

(職務代理)次に整理番号4について、審議を行います。

質疑・意見はありますか。

(3番委員)議長、いいですか。

(職務代理)はい、3番、雨田委員どうぞ。

(3番委員)ちょっとお尋ねしたいんですけども、この中間管理事業っていうのは、事務所はどこにあるんですか。

(事務局)はい、中間管理事業につきましては、鹿児島県の借り手の方が公益財団法人地域振興公社になっております。以上です。

(職務代理)雨田委員、よろしいでしょうか。

(事務局長)ちょっと補足説明よろしいでしょうか。

(職務代理)はい。

(事務局長)これにつきましては、県の地域振興公社が鹿児島県から指定をされて、農地中間管理事業を実施する団体ということで、県から指定をされております。その団体から中種子町が今度は委託を受けて、実際の事務的には中種子町の農林水産課の方で実施をしております。受付等については、農業委員会と農林水産課、それから農協と3つの箇所です。受付等をして、とりまとめが農林水産課で取りまとめをして、農業委員会で承認を経て、最終的には配分計画ということになっておりま

す。

今回については、県から指定された機構が、農地中間管理権を取得するための承認ということです。よろしいでしょうか。

(3番委員)そこまでは分かりました。そこまでは分かったんですけども、この利用権設定の中で、いわゆるこの様式を見ますと、賃借料が入っているんですけども、

要するに1番に〇〇〇〇さんがありますから、〇〇〇〇さんを例に取りますと、〇〇〇〇さんが中間機構に畑を貸して、中間機構から〇〇〇〇さんは借地料をもらうんですか。貰って自分が作るわけですか。畑を。

(事務局)この中間管理事業につきましては、今の3番の雨田委員の説明の通りなんですけど、地域振興公社の事務局の方が、まず〇〇〇〇さんから土地を借ります。この〇〇地区の場合は地域集積協力金というものに該当するものですから、それを中間管理事業が借りまして、それを地域で配分するという計画になっております。

また転貸につきましては、また県の承認を受けて貸し付けを行うということで、自分の土地が、自分で使うことももちろんあります。以上です。

(2番委員)はい。

(議長)2番どうぞ。

(2番委員)要は土地の集積をさせるということで。

(12番委員)はい。

(議長)どうぞ、12番。

(12番委員)賃借料0というのは。

(議長)事務局どうぞ。

(事務局)賃借料0というのは、使用貸借権。県の方針で使用貸借と賃貸借があるんですけど、使用貸借分については、もちろん、この計のところに書いてありますけれど、使用貸借になっているものにつきましては0、賃貸借権になっているものは、もちろんお金が発生します。以上です。

(3番委員)いいですか。

(職務代理)はい。どうぞ。

(3番委員)3番、雨田です。南種子でですね、農業委員会と農林水産課で取り組んでいるのも、この中間機構の仕事ですか。例えばですね、〇〇〇〇が田んぼをですね、ある人に10年間無償で貸しているんですよ。それで、私今度名義をほとんど変更したいんですけども、その変更するにも条件があってですね、中間機構に設定しているから、簡単には駄目だよ、と言われたんですけども、どうにかそこをあれしてもらって名義変更したんですけども、10年間の間、売買はちょっと遠慮してくださいと言うようなことを言われたもので、この中間機構の、こ

の中種子で今度やります農地中間機構の組織も、そのような考えでいいでしょうか。例えばですね、5年間とか10年間という契約が入っているんですけども、この5年間は仮に〇〇〇〇さんが、どここの畑を売りたいんだよ、と仮に思った時に中間機構に貸し付けて5年間は土地の売買は出来ませんよ、ということはないんですか。

(職務代理)事務局お願いします。

(事務局)はい。今、3番雨田さんが言われたとおりに、南種子と一緒に中種子も中間管理事業を使うということで、そのための承認となります。内容につきましては、貸し手の方が5年間だったら、5年間いろんな理由がない限りは、解約は出来ない。借り手の場合が解約をしたいという場合は解約はできます。貸し手の方は今言われるように、契約をした、5年間なら5年間、そこは貸し手側の意向では通用しないということになります。以上です。

(2番委員)はい。

(職務代理)はい、2番どうぞ。

(2番委員)貸し手の方は中間管理機構から誓約書というのがあるんじゃないですか。

(事務局)その通りです。

(職務代理)他に、はい、事務局。

(事務局長)はい、今の件ですけれども、貸し手側の方に入ってくるお金、地域集積協力金とか、地域で農地を集積した場合にその協力金があります。それから、経営転換協力金というのもあり、農業を辞めますよっという人が中間管理機構を通せばそれでもお金が入ってくるということになっています。それから、耕作者集積金、個人で自分の近くの土地があって、AとBがあってBさんがまとめたいから、Bさんに貸してくれと言われてAさんが貸せばそれにも集積金が出ます。そういった、集積金を貰った場合、解約をすると、影響が出てくるということで、基本的に、協力金をいただいた場合には解約はしないで下さいということがあるからだと思います。

(職務代理)他にありますか。質問等はありませんか。

(3番委員)もう一つ。

(職務代理)3番、どうぞ。

(3番委員)3番、雨田です。そういう風にしていわゆるこの管理機構から、まあ国からなんでしょうけど、ある程度助成金が出る。その助成金、中間管理機構の会長がいるんですけども、この中間機構の中でそういう資金は出てくるんですか。国からでるんですか。

(職務代理)事務局どうぞ。

(事務局)中間管理事業のお金ですよ。

(3番委員)はい。

(事務局長)それは国県の補助金だと思います。

(3番委員)はい、分かりました。

(職務代理)質疑ありませんか。

(委員)ないです。

(職務代理)質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号4については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(職務代理)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」の整理番号4については、承認することに決定しました。これで、私の職務は終了しましたので、会長と交替いたします。

(議長)次に整理番号5から73について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員)3番です。

(議長)どうぞ。

(3番委員)雨田です。もう一つですね。仮に集積して、この面積の上限というのは、10,000㎡ですか、各集落ごとになっているんですけども、仮に〇〇〇〇にですね、10,000㎡貸したいと、中間機構に。それは可能なんですか。

(議長)はい、事務局お願いします。

(事務局)はい、面積については10,000㎡でも20,000㎡でも。100,000㎡以内。

(議長)100,000㎡以上ですか。

(事務局)いえ、それは協力金です。個人の経営転換協力金であれば、個人ですよね、雨田さん。

(3番委員)いや、あの〇〇〇〇集落に、そういう地域にですね。

(事務局)地域にですか。

(3番委員)地域にです。〇〇〇〇集落に、この中間機構に取り組んでですね、仮に今のところ話は10,000㎡ですけども30,000㎡でも40,000㎡でも、誰かこういうグループを作ってですね、貸した場合はできないですか。

(事務局)今のお話によると、地域集積協力金にあたりますので、100,000㎡以上の面積が必要になります。

(3番委員)100,000㎡ですか。はい、分かりました。

(議長)他にありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号5から73については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」の整理番号5から73については承認することに決定しました。これで、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉

じます。平成27年第17回、中種子町農業委員会総会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者